

沖縄聴覚障害者情報センター 情報機器貸出事業要綱（聴覚障害者、福祉関連団体等）

（目的） 本事業は、聴覚障害者が健聴者との円滑なコミュニケーション及び社会活動にかかる知識習得のため、情報機器を必要とする場合、機器の貸出を行うことにより聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

（貸出機器） 本事業の貸出機器は以下に掲げるものとする。

- ・携帯磁気ループ関連機器
- ・磁気ループ対応型補聴器
- ・拡大読書器
- ・テレビ接続ループ
- ・パソコン通訳関連機器（パソコン、プロジェクター、ハブ等）
- ・パソコン
- ・プロジェクター
- ・プロジェクター台
- ・スクリーン台
- ・サインペン
- ・書画カメラ

（対象者） 機器の貸出対象者は、沖縄県に住所を有し、次の各号の一に該当する者とする。

1. 身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者及びその保護者
2. 聴覚障害者関連団体
3. 福祉関連団体
4. その他、沖縄聴覚障害者情報センター施設長が必要と認めた者

（貸出期間及び貸出台数等） 機器の貸出期間は、貸出の初日を含む7日以内とする。
受付は最低3日前には完了すること。（申込の当日貸出はやむを得ない理由を除き、原則として不可とする）

（申込方法） 機器の借受を希望する人は、「情報機器貸出申請書」により、施設長宛てに申しこむものとする。

（費用） 機器の貸出費用は無料とする。ただし、貸出機器の搬送、備え付けの消耗品（電池など）の費用は、利用者の負担とする。

（借受者の義務） 機器を借り受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 借受機器は、借受機器取扱要領、及び借受申込書に記入した事項に従って使用すること。
2. 借受機器は、丁寧に取扱うものとし、第三者に譲渡し、もしくは交換、転貸しまたは担保に供してはならないこと。
3. 貸出期間を厳守し、使用後は速やかに返還すること。

（その他）

1. 施設長は、前記の規定に違反した者がいるときは、貸出機器の返還を請求し、または施設長の判断にて今後いっさいの貸出をその違反者に対して禁止することがきる。
2. 施設長は、故意または過失により機器を滅失、破損した者に対し、その全額に相当する金額を賠償させることができる。